

平成27年第1回名寄市議会臨時会会議録
開会 平成27年5月13日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程（第1号）

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長選挙

1. 議事日程（第1号の2）

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 副議長選挙

日程第5 常任委員会委員の選任

日程第6 議長の常任委員会委員の辞退及び常任
委員会委員の選任

日程第7 議会運営委員会委員の選任

日程第8 議会報特別委員会の設置及び委員の選
任

日程第9 名寄地区衛生施設事務組合議会議員の
選挙

日程第10 上川北部消防事務組合議会議員の選挙

日程第11 議案第1号 専決処分した事件の承認
について（名寄市税条例等の一部改正
について）

議案第2号 専決処分した事件の承認
について（名寄市都市計画税条例の一
部改正について）

日程第12 議案第3号 専決処分した事件の承認
について（名寄市国民健康保険税条例
等の一部改正について）

日程第13 議案第4号 名寄市固定資産評価審査
委員会委員の選任について

日程第14 議案第5号 名寄市監査委員の選任に
ついて

日程第15 閉会中継続審査（調査）の申し出につ
いて

1. 本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長選挙

議事日程（第1号の2）

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 副議長選挙

日程第5 常任委員会委員の選任

日程第6 議長の常任委員会委員の辞退及び常任
委員会委員の選任

日程第7 議会運営委員会委員の選任

日程第8 議会報特別委員会の設置及び委員の選
任

日程第9 名寄地区衛生施設事務組合議会議員の
選挙

日程第10 上川北部消防事務組合議会議員の選挙

日程第11 議案第1号 専決処分した事件の承認
について（名寄市税条例等の一部改正
について）

議案第2号 専決処分した事件の承認
について（名寄市都市計画税条例の一
部改正について）

日程第12 議案第3号 専決処分した事件の承認
について（名寄市国民健康保険税条例
等の一部改正について）

日程第13 議案第4号 名寄市固定資産評価審査
委員会委員の選任について

日程第14 議案第5号 名寄市監査委員の選任に
ついて

日程第15 閉会中継続審査（調査）の申し出につ
いて

1. 出席議員（18名）

議長	17番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	靖	議員
	1番	浜田	康子	議員
	2番	山崎	真由美	議員
	3番	野田	三樹也	議員
	4番	東川	孝義	議員
	5番	川村	幸栄	議員
	6番	奥村	英俊	議員
	7番	高野	美枝子	議員
	8番	佐久間	誠	議員
	9番	塩田	昌彦	議員
	10番	川口	京二	議員
	11番	山田	典幸	議員
	12番	大石	健二	議員
	13番	熊谷	吉正	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	佐々木	寿	議員
	18番	東	千春	議員

教育部長	小川	勇人	君
市立総合病院事務部長	岡村	弘重	君
市立大局学長	松島	佳寿夫	君
こども・高齢者支援室長	馬場	義人	君
営業戦略室長	水間		剛君
上下水道室長	天野	信二	君
会計室長	常本	史之	君
監査委員	上田	盛一	君

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	益塚	敏
書記	久保	敏
書記	佐藤	潤

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	橋本	正道	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	小野	浩一	君
総務部長	白田	進	君
市民部長	三島	裕二	君
健康福祉部長	田邊	俊昭	君
経済部長	川田	弘志	君
建設水道部長	中村	勝己	君

○事務局長（益塚 敏君） 本日は、一般選挙後初めての議会ということになります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。本日出席議員の中で熊谷吉正議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げたいと思います。

熊谷議員、よろしくお願ひしたいと思います。

○臨時議長（熊谷吉正議員） おはようございます。ただいま紹介をされました熊谷吉正でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますので、よろしくお願ひをいたします。

○臨時議長（熊谷吉正議員） これより平成27年第1回名寄市議会臨時会を開会をいたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○臨時議長（熊谷吉正議員） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

○臨時議長（熊谷吉正議員） 日程第2 これより議長の選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（熊谷吉正議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、臨時議長において指名することにしたいと思いま

すが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（熊谷吉正議員） 異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定をいたしました。

議長に黒井徹議員を指名をいたします。

お諮りをいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました黒井徹議員を議長の当選人と決めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（熊谷吉正議員） 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました黒井徹議員が議長に当選をされました。

ただいま議長に当選されました黒井徹議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長に当選をされました黒井徹議員から御挨拶があります。

黒井徹議員。

○議長（黒井 徹議員） おはようございます。一言お礼と所信の一端を述べさせていただきたいと思ひます。

前議会に引き続き議長に推薦をいただきました。以前にも増して重く受けとめております。市民に信頼される議会を目指してその任に当たりたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

名寄市も合併から10年を迎えますが、今後は算定がえにより交付税の削減がされ、財政的には厳しい状況が予想されますが、加藤市長が進めるまちづくりを理解しながらも議会の機能を十分發揮して、市民の負託に応えるため福祉の向上に努めたいというふうに思ひます。

また、今回市議会選挙無競争となりましたが、今後は議会基本条例の見直しも含め、さらなる議会改革を市民の目線を基本にスピード感を持って議会の見える化を図り、名寄市の将来を担う人た

ちが自分もまちづくりに挑戦したいと思える議会運営を心がけたいと思いますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げて就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（熊谷吉正議員） これをもちまして臨時議長の職務を全部終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

議長の着席をお願いいたします。

どうも御協力ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 改めましておはようございます。よろしく願いいたします。

これよりお手元に配付の議事日程表第1号の2のとおり議事を進めます。

日程第1 議席の指定を行います。

議席は、ただいま着席いただいている議席のとおり指定いたします。

氏名標を上げてください。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

1 番 浜 田 康 子 議員

1 8 番 東 千 春 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

副議長に佐藤靖議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました佐藤靖議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました佐藤靖議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました佐藤靖議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました佐藤靖議員の御挨拶が

ございます。

佐藤靖議員。

○副議長（佐藤 靖議員） おはようございます。副議長就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいまは議員各位の御推挙を賜り、副議長の要職を務めることになりました。改めまして各位の御厚情に厚く感謝を申し上げますとともに、その責任の重さを強く感じ、職責を果たすため全力を尽くすことをお誓い申し上げます。

私たちの新しい任期中は、合併から10年、第2次名寄市総合計画策定、名寄市立大学4年制化から10年などまさに大きな節目を迎える中での議員活動、議会活動でもあります。また、今回の市議会議員選挙が名寄市議会史上初の無投票となったことで、市民の皆様により信頼され、開かれた議会にするための改革議論が喫緊の課題となりましたが、議長をしっかりと補佐し、公平な議会運営に努力してまいり所存でありますので、議員各位、理事者の皆さんのさらなる御指導、御鞭撻を心よりお願い申し上げます。

最後に、さきに就任されました黒井議長とは平成15年の同期当選であります。その中の一人が昨日急逝された植松正一前議員でした。前任期で議長、議会運営委員長としてコンビを組んだときも植松議員からは議長と仲よくやれよとよく言われましたので、あすは御霊前にも黒井議長としっかりスクラムを組んで名寄市議会の活性化に力を尽くすことを誓わせていただきたいと思います。

改めまして議員各位の御厚情に感謝を申し上げ、副議長就任の御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、

総務文教常任委員会委員に、

山崎真由美 議員 野田三樹也 議員

高野美枝子 議員 山田典幸 議員

佐藤 靖 議員 東 千春 議員

以上6名を、

市民福祉常任委員会委員に、

浜田康子 議員 大石健二 議員

熊谷吉正 議員 高橋伸典 議員

佐々木 寿 議員 私 黒井 徹

の以上6名を、

経済建設常任委員会委員に、

東川孝義 議員 川村幸栄 議員
奥村英俊 議員 佐久間 誠 議員
塩田昌彦 議員 川口京二 議員
以上6名をそれぞれ指名いたします。

ただいま私が市民福祉常任委員会に選任されましたが、委員会条例第2条の規定により市民福祉常任委員会委員の辞退を申し出ます。

次の日程第6は、私に関する案件でございますので、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、副議長に議長の職務を行っていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○副議長（佐藤 靖議員） 再開します。

日程第6 議長の常任委員会委員の辞退及び常任委員会委員の選任を議題といたします。

議長から、委員会条例第2条の規定により市民福祉常任委員会委員を辞退したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤 靖議員） 異議なしと認めます。

よって、議長の市民福祉常任委員会委員の辞退について同意することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

ただいま私の市民福祉常任委員会辞退により市民福祉常任委員会の委員が1名欠員となりましたので、常任委員会委員の選任を行います。

委員会条例第7条の規定により、市民福祉常任委員会委員に塩田昌彦議員を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、

山崎真由美 議員 東川孝義 議員
奥村英俊 議員 高野美枝子 議員
山田典幸 議員 大石健二 議員
熊谷吉正 議員 東千春 議員

以上8名を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議会報特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

議会の正確な情報を市民にいち早くお知らせし、より透明性が高い市民に開かれた議会運営を行うことを目的に、議会だよりの編集、発行及びその調査研究に関する事項について、委員会条例第5条の規定に基づき7人の委員をもって構成する議会報特別委員会を設置し、これに付託することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議会だより編集、発行及びその調査研究に関する事項について、7人の委員をもって構成する議会報特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、議会報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、

山崎真由美 議員 野田三樹也 議員
東川孝義 議員 川村幸栄 議員
高野美枝子 議員 塩田昌彦 議員
高橋伸典 議員

以上7名を指名いたします。

各委員会の正副委員長の互選のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時47分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務文教常任委員会委員長 東千春 議員
副委員長 高野美枝子 議員
市民福祉常任委員会委員長 熊谷吉正 議員
副委員長 大石健二 議員
経済建設常任委員会委員長 奥村英俊 議員
副委員長 川口京二 議員
議会運営委員会 委員長 山田典幸 議員
副委員長 奥村英俊 議員
議会報特別委員会 委員長 川村幸栄 議員
副委員長 塩田昌彦 議員

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 名寄地区衛生施設事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

名寄地区衛生施設事務組合議会議員に、

浜田康子 議員 東川孝義 議員
佐久間 誠 議員 川口京二 議員
熊谷吉正 議員 高橋伸典 議員
東千春 議員

の7名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました7人の議員を名寄地区衛生施設事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました7人の議員が名寄地区衛生施設事務組合議会議員に当選されました。ただいま当選された7人の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 上川北部消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

上川北部消防事務組合議会議員に、
奥村 英俊 議員 塩田 昌彦 議員
私 黒井 徹

の以上3名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました3名の議員を上川北部消防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました3人の議員が上川北部消防事務組合議会議員に当選されました。ただいま当選された3人の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 議案第1号 専決処分した事件の承認について、議案第2号 専決処分した事件の承認について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号及び議案第2号、専決処分した事件の承認について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、本年3月31日に地方税法の一部を改正する法律等が公布をされたことに伴い、名寄市税条例及び名寄市都市計画税条例の一部を改正をする必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

今回の税制改正におきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却、経済再生に向けた税制抜本改革を着実に実施をするための見直しが行われたものでございます。

初めに、議案第1号、名寄市税条例等の一部を改正する条例の主な内容について、個人市民税に関する改正から申し上げます。個人市民税の改正につきましては、ふるさと納税制度利用者が寄附時点で確定申告と同等の事務処理を完了させるふるさと納税ワンストップ特例制度を創設をしたことに伴う所要の規定の改正及び住宅ローン控除の適用期限の延長に伴う所要の規定の改正を行ったものでございます。

次に、固定資産税の改正につきましては、土地評価額見直しに伴う土地課税の減額措置の適用期限の3年間延長など特例措置等の見直しに伴う所要の規定の整備を行ったものでございます。

次に、法人市民税の改正につきましては、自己株式の取得で資本金額が減少となり、法人市民税を節税をする企業に対して税負担の公平性を確保するための改正を行ったものであります。

次に、軽自動車税の改正につきましては、小型特殊自動車及び2輪車等の新税率の適用について、負担軽減のため適用を1年間延長する改正及び平成27年度以降に新規取得をした3輪以上の軽自動車に対して環境性能に応じたグリーン化特例を導入する改正を行ったものでございます。

次に、市たばこ税の改正につきましては、紙巻きたばこ3級品の特例税率を廃止をし、平成28年から平成31年までの間に段階的に税率を引き上げる改正を行ったものであります。

また、いわゆる番号法の施行が今年度中に開始をされることから、個人番号及び法人番号の規定を整備する改正並びに条例中にある常用字句について一部改正を行ったものでございます。

次に、議案第2号、名寄市都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、固定資産税の改正と同様に地方税法の改正事項による条項整理を行ったものであります。とりわけ軽自動車税における小型特殊自動車及び2輪車等の課税と納期が直近に迫っていることから、3月31日付で専決処分をさせていただき、平成27年度課税に支障の出ないよう対応をさせていただくものでございます。

以上2件につきまして、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告をし、承認を求めらるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第1号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 1点お伺いをしたいと思います。

今回の条例の中にある個人番号制です。社会保障・税番号制度、マイナンバー制度、このことが今出されているわけですが、これは2013年5月に消費税増税と社会保障一体改革の一環として成立させた法律に基づくものとなっていると思います。一人一人の社会保障の利用状況と保険税の納付状況、国が一体で把握する仕組みを整えて社会保障費の抑制、削減を効率的に進めることが狙いというふうに私は思って受けとめています。これが果たしてどれだけの方たちがこの制度を御存じなのかということだと思います。

今内閣府の2月の発表での世論調査では、このマイナンバー制度の内容まで知っていた人が回答者の28%にすぎないということです。市でもホームページに出ていました。わかりづらいかと私は思っています。ことしの10月から住民票を持つ全ての市民に番号を知らせる通知カードが郵送されるとしていますし、また来年1月から社会保障、税、災害対策等の行政手続で使用開始がされると言われていますけれども、こういった個人番号制、どのように市民に知らせ、そして理解してもらおうとしているのか、ここのところを伺いたしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今川村議員から個人番号、マイナンバー制について御質問をいただきました。言われるとおり、これについては国の制度でありますので、制度そのものについては私たちのほうから見解を申し上げる立場にはございませんけれども、市民の方々にどのように周知していくかということについては、我々も一つの課題があるだろうなというふうに考えているところであります。これについては、今議員が言われたように市のホームページのほうには既にアップをさせていただいて、一定程度の周知を図らせていただいているというのもあります。さらには、6月広報にあわせてだったと思いますが、これは市民に向けて一定の情報提供をしていきたいとい

うふうに思っておりますし、言われるようにこの夏には個人に個人番号のほうを示されますし、それに伴ってのカードの交付申請手続等が始まりますので、これに向けて6月以降も引き続き広報あるいはホームページ等も使いながら周知をしていきたいと思っておりますし、場合によっては市民の皆様が集まる機会等もございますので、どの機会ということはここでは申し上げられませんが、そういった機会も捉まえながら市民への周知に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 本当に大変な情報が詰まっているわけです。この間もいろいろ役所だとか企業だとかから情報漏えい、大きなニュースになっています。そういったときに一元化された中に個人情報がある中で、これが漏えいされないための防止策というのも重要だというふうに思っておりますし、またセキュリティー対策を厳重にするための対策費も非常に大きな負担増だというふうに言われています。この部分はどのようにお考えなのかまずお聞きしたいのと、それからあとメリット、このホームページに出されている中身見ましてもメリットを一番受けているのは国や行政を行うほうかなというふうに思いますが、国民にとってはプライバシーの情報の漏えいということもあったり、不正の使用、それ以上の危険性を抱えることになるのではという不安が非常に強くあります。その部分どのようにお考えなのか、もう一度お聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 1つ、この制度を進めるに当たっての一つの危惧というか、課題としては、今議員が言われたように個人情報を集約するということですので、ここをどう個人情報を守っていくのかというのが大きなポイントになるのだろうと。そこは私たちも同じような認識

をしておりますが、先ほど申し上げましたように1つは国の制度だということでありまして。今国のほうでは、システム的な部分での保護の関係、例えば今回については情報については必ずしも1カ所に全てを集約するというわけではないということでありまして。そういったシステムでの個人情報の保護というものをやっておりますし、あるいは制度的な部分、これは罰則規定なんかも含めてでありますけれども、そういった意味での個人情報の漏えいの保護というのでしょうか、そこについてもとっているということでありまして。私たち自治体においてもこれは使うところでありまして、ここについては議員も御存じのように個人情報の保護条例等を含めて制度的なものを設けておりますし、職員に対しても職員研修等を通じて、ここは必ずしも正職員だけではなく非正規の職員も含めて、そこら辺については研修等も含めて実施をしておりますので、ここについては引き続き実施をして、個人情報の保護に努めていきたいというふうに思っています。

それと、今回のマイナンバーが国のいわゆる労力の軽減ではないかと、そこが一番ではないかとということでありまして、確かに事務手続上システムを使う者にとってはあらゆる情報が集まるということでありまして、労力の軽減というところに当然つながるものだというふうに思っておりますが、一方で窓口に来られた市民にとってもそのカードを示すこと、あるいは番号を示すことによってこの間自分で足を運んで例えば市役所の別の窓口に行っても証明書等いただかなければいけなかった分についてもその手続等が省かれるものも出ておりますので、そういった意味では市民の皆さんにとってもワンストップサービスではありませぬけれども、より簡略な手続で手続がとれるという、そういったメリットもあるというふうに理解をしておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 漏えいの問題も本当に重大な問題だと思います。今後金融機関の口座だとか、また特定健診の情報なども、この履歴、特定健診の履歴なども一元化するというふうに言われていて、本当に丸ごと一人の人の人格、人権、それも全てここに一元化していくのかなという恐ろしさを私は感じています。そういった部分では、やっぱり漏えいの部分、しっかりと守っていつてもらわなければならないなというふうに思っています。

あともう一つは、10月から住民票を持つ皆さんに通知カードが行くわけですけれども、ホームページに写真も載っていますけれども、これが今高齢者のひとり暮らしが多くなっている中で、届いて何のことかよくわからないということも生じるのではないかというふうに私は危惧しています。今本当に振り込め詐欺等、そういった不安がたくさんある中で、やっぱりこういうものが来たときに何なのかわからないという、そういう方々に対する親切丁寧な御案内も必要だと思いますし、メリットの話もありましたけれども、デメリットも十分にお伝えすることが必要ではないかなというふうに思います。そここのところを親切丁寧に対応していただくことを強く求めて、私の質問は終わります。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第1号外1件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号外1件は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号外1件は承認することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 議案第3号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部を改正する法律が本年3月31日に公布をし、4月1日から施行となったことに伴い、名寄市国民健康保険税条例等の一部を改正をする必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行ったものでございます。

改正の内容につきましては、まず第1条、名寄市国民健康保険税条例中、基礎課税分に係る課税限度額を51万円から52万円に、後期高齢者支援金等に係る課税限度額を16万円から17万円に、介護納付金に係る課税限度額を14万円から16万円に改正をするものでございます。

なお、限度額の改正につきましては、既に名寄市国民健康保険運営協議会から答申を受けている事項でございます。

次に、国民健康保険税の軽減措置の拡大につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を24万5,000円から26万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を45万円から47万円に引き上げるものでございます。

次に、第2条、名寄市国民健康保険税条例の一

部を改正する条例につきましては、平成29年1月1日施行の未施行附則中、条例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例において配当所得を利子所得、配当所得及び雑所得に改める部分の施行期日を平成28年1月1日とするものでございます。

以上、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告をし、承認を求めますのでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は承認することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第13 議案第4号 名寄市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 名寄市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

名寄市固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法第423条第1項の規定に基づきその任に当たっていただいております。本件は、

5月15日の任期満了をする大谷純二氏、有門優氏及び高谷恵美子氏の3委員を再度同委員に選任をいたしたく、同条第3項の規定に基づき議会の同意を求めますのでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は同意することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 議案第5号 名寄市監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により佐々木寿議員の退席を求めます。

（16番 佐々木 寿議員退席）

○議長（黒井 徹議員） 提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 名寄市監査委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成27年4月30日をもって熊谷吉正委員が任期満了となったことに伴い、佐々木寿氏を同委員に選任をいたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めますのでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は同意することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

日程第15 閉会中継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議長からお許しをいただきましたので、平成27年第1回名寄市議会臨時会のこの場をおかりをいたしまして、議員各位に一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る4月26日執行の名寄市議会議員選挙におきまして、議員の発議による議会改革によって定数が2名減員をされる中で市民の多くの期待を担い、めでたく当選の栄に輝かれましたこと、心からお喜びを申し上げます。

先刻は、本議会で行われた正副議長の選挙により、議長に黒井徹氏、副議長に佐藤靖氏がそれぞれ御当選をされました。心からお祝いを申し上げますとともに、私ども市政執行に対しまして一層の御指導と御鞭撻をお願いを申し上げます。また、改選により選任の同意をいただきました佐々木寿監査委員におかれましても議会の総意をもって行政執行全般にわたる御示唆をいただきたくお願いを申し上げます。行政の各分野に設置をされます常任委員会並びに議会運営委員会の正副委員長に御当選の各位におかれましてもお祝いを申し上げますとともに、所管事項の審議に特段の御支援、御指導をよろしくお願いを申し上げます。

さて、今年度は旧風連町、旧名寄市の合併から10年を迎える節目の年であり、さらには地方創生総合戦略の策定や新市第2次総合計画の策定作業に着手をする年度でございます。これまでの10年間あるいは第1次総合計画の検証をしっかりと行い、市民の皆さんとの協働により計画の策定を進めてまいりますので、議員各位のさらなる御指導、御協力をお願いを申し上げます。

また、明るい話題といたしましては、去る5月9日、市民待望の市民文化センターENRAYホールがオープンをいたしました。このENRAYホールは、質の高い音楽や演劇などを計画的に提供することを通じて、市民はもとより道北における芸術文化の拠点を目指すものでございます。さらに、地方センター病院としての名寄市立総合病院、保健、医療、福祉を支える専門職を育成する名寄市立大学など地域の財産、いわゆる強みを生かし、明るく元気なまちづくりを目指してまいります。

時代は、超高齢化社会や人口減少社会を迎え、また国、地方ともに厳しい財政状況の中で基礎自治体として調和のとれたまちづくりを推進をし、地域の活性化、市民の満足度を高めるためには、課題が山積をしております。加えて総合戦略や新総合計画の策定により将来展望も示さなければならぬ重要な時期を迎えてございます。本日ここに新しい議会体制が誕生いたしました。議会と私どもは地方自治の両輪としてともに緊張感を持ちつつも協調し、そして連帯し、市民の負託に応じていかなければなりません。どうか議員の皆様におかれましては、名寄市の限らない発展のために特段の御支援と御協力をいただきますようお願いを申し上げますとともに、一層の御活躍をお祈りを申し上げまして、私からお祝いの御挨拶とさせていただきます。

副議長 佐藤 靖

署名議員 浜田 康子

署名議員 東 千春

○議長（黒井 徹議員） 以上で今期臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成27年第1回臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午前11時16分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

臨時議長 熊谷 吉正

議長 黒井 徹